

## 会 議 録

会議の名称	令和元年度 第4回 木城町上下水道事業料金等審議会
開催日時	令和元年 7月18日(木) 午前 10時～午前 11時
開催場所	木城町役場 庁舎3階 大会議室(木城町大字高城1227番地1)
会長氏名	鈴木 祥広
出席者氏名 (委員)	鈴木会長、甲斐委員、内山田委員、永友委員、長友委員 伊藤委員、神田委員 (計7名)
欠席者氏名 (委員)	西副会長、中下委員、中竹委員
事務局	吉岡環境整備課長、水口上下水道係長、徳井主事
次 第	議事 (1) パブリックコメントの結果について (2) 答申について (3) その他

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<b>【開会】</b> 開会の宣言。
会長	<b>【会長あいさつ】</b>
事務局	<b>【議長選出】</b> 条例に基づき、審議会議長につきましては会長が務めるということで すので、鈴木会長から進行をお願いいたします。
会長	<b>【議事】</b> それでは、議事（１）パブリックコメントについて事務局から説明を お願いします。
事務局	事務局からパブリックコメント募集の結果についてご報告します。結 果について、資料に沿って説明します。まず意見の募集期間について ですが、令和元年５月２９日から令和元年６月１２日までの２週間を 意見募集の期間としてインターネット上のホームページ、それから広 報のためにコスモス通信にて募集を呼びかけました。結果ですが、意 見提出者は１名の１件でした。意見提出の方法については、木城町ホ ームページ内の投稿フォームでの回答・意見になります。意見の結果 については資料１になります。 意見についてですが、「改定案はどこに示されているのですか。改正内 容とその必要性が分からないとコメントしようがありません」とのこ とでした。それに対する回答として「改定案については、木城町役場 環境整備課前並びに木城町ホームページ内にて公表しておりますが、 ご意見を頂きホームページ内に必要性を明記しました」です。掲示内 容に細かい情報が記載されていなかったため、なぜ改定するのか疑問 を抱かれたようで、ホームページ上の記載内容を変更し納得いただき ました。この意見ですが、今回のパブリックコメントでの答申案への 修正はなし、ということで取り扱いをしたいと思います。パブリック コメントの結果については以上です。
会長	事務局から説明がありましたが、委員の皆様はよろしいでしょうか。 事務局が対応し、ご理解いただけたということで、応募のあったコメ

	ントについては採用しないということによろしいでしょうか。
委員一同	はい
会長	それでは、答申案について事務局から説明をお願いします。
事務局	資料は3枚目と別紙の比較表を参考に見ていきながら、読み上げたいと思います。  (答申案の読み上げ)
会長	読み上げた内容で確認いただきたいのですが、水道料金については5パーセント増ということで、表だと基本料金は改定無しで、改定前の従量単価に10円ずつ加算していく内容で、基本水量制を廃止し、1m <sup>3</sup> の使用量から加算するというので、この審議会でも検討し目標とする水道料金となる、ということで進めてきましたが、よろしいでしょうか。
委員一同	はい
会長	それでは下水道料金のほうになります。こちらは少し負担増となります。改定は平均25パーセント増となるのが適当であるとし、基本料金を700円から1,000円に増額し、従来の従量単価に10円加算し、基本水量制を廃止し使用量1m <sup>3</sup> から加算するというので、少し負担増にはなりますが、これからの下水道施設の更新や整備等々を考慮しますと、やむを得ないということで検討してきましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。
委員一同	はい
会長	それでは2の下水道のほうもこれで行くということで、次の項目に移ります。令和2年4月からの請求が適当ということで、これから色々世の中の情勢や水の使用量も変わってきますので、役場の方にも分析に努めていただくわけですが、5年を目途に料金改定の必要性を検討し、必要があれば改正について検討していくという内容を記載しています。5年後に改正の必要が無ければ、その次の5年後に見直せば良

	<p>いと思いますし、重要だと思います。皆様よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい</p>
会長	<p>以上になりますが、この答申案通りで進めるということによろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい</p>
会長	<p>それでは事務局提案での答申案の内容で答申することが決まりました。</p>
事務局	<p>今後のスケジュールですが、今から町長に答申し、内部で検討しまして9月議会で料金案を上程したいと考えています。また、10月から消費税も上がりますが、現在の条例改正はありません。以上です。ありがとうございました。</p>

# 令和元年度 第4回 木城町上下水道事業料金等審議会

(日時) 令和元年7月18日(木) 10時00分

(場所) 木城町役場 庁舎3階大会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

(1) パブリックコメントの結果について

(2) 答申について

(3) その他

### 3. 閉 会

## 上下水道料金改定に関するパブリックコメント募集の結果について

1. 意見募集期間

令和元年5月29日（水）から令和元年6月12日（水）まで

2. 結果について

意見提出者数1件

3. 提出方法

木城町ホームページ内投稿フォーム … 1件

5. 意見の内訳

別紙（資料1）のとおり

6. 意見による案の修正の有無

[ ]

7. 意見によるパブリックコメントの再実施予定の有無

[ ]

## 提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する対応（公表案）

No.	提出された意見等の概要	対応		修正内容 (修正したとき)
		採用有無	理由	
1	改定案はどこに示されているのですか？改正内容とその必要性が解らないとコメントしようがありません	無	改定案については、木城町役場環境整備課前並びに木城町ホームページ内にて公表しておりますが、ご意見を頂きホームページ内に必要性を明記しました。	

(案)

令和元年7月18日

木城町長 半渡 英俊 殿

木城町上下水道事業料金等審議会  
会長 鈴木 祥 広

木城町上下水道事業の料金等の改定について（答申）

平成30年12月5日付け発木環第199号で諮問のあった木城町簡易水道事業及び下水道事業の料金等の改定について、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1. 水道料金の改定を行い、その改定率は、約5パーセント増程度とすることが適当である。  
具体的には基本料金の改定は行わず、改定前の従量単価に10円加算するものとする。  
また、改定に当たっては基本水量制を廃止し、使用量1<sup>m</sup>から料金を加算するものとする。
2. 下水道料金の改定を行い、その改定率は平均25パーセント増程度とすることが適当である。  
具体的には基本料金を700円から1,000円に増額し、改定前の従量単価に10円加算するものとする。  
また、改定に当たっては基本水量制を廃止し、使用量1<sup>m</sup>から料金を加算するものとする。
3. 以上の改定時期は、令和2年4月請求分からとすることが適当である。また、その後も定期的な料金見直しが必要と考えられるので、財政分析に努め、おおむね5年をめぐりに料金改定の必要性を検討することが適当である。

以上